

## 春日井市広告掲載要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市の資産を広告媒体として活用し、新たな自主財源の確保及び歳出の削減を行うため、民間企業等の広告を掲載又は掲出（以下「掲載」という。）することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (広告媒体)

第2条 広告媒体は、次に掲げる市の資産のうち広告掲載が可能なものとする。

- (1) 市の印刷物
- (2) 市のホームページ
- (3) 市の公有財産
- (4) その他広告媒体として活用できる資産で市長が別に定めるもの

### (広告掲載の基準)

第3条 広告媒体に掲載する広告は、公共性及び中立性を損なうことがなく、かつ、社会的信用度が高いものでなければならない。

2 広告及びその内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、その広告は掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又は抵触するおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗営業に係るもの
- (3) 不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)第31条に規定する公正競争規約、公的機関が定める広告規制及びこれらに準じる業界規制に違反するもの又はこれらに照らして不適切な内容を含むもの
- (4) 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条第1項に規定する貸金業に係るもの
- (5) 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- (6) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (7) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (8) 政治性のあるもの
- (9) 宗教性のあるもの
- (10) 個人又は団体等についての主義又は主張に当たるもの
- (11) 国内世論が大きく分かれているもの
- (12) 責任の所在が不明確なもの
- (13) 虚偽があるもの又は誤認されるおそれのあるもの
- (14) 他社の商品等を比較対象として表示したもの

- (15) 美観風致を害するおそれのあるもの
  - (16) 法律に定めのない医療類似行為に係るもの
  - (17) 求人広告及びこれに類するもの
  - (18) 当該広告の内容について本市が推奨している等、市民の誤解を招くもの  
又はそのおそれのあるもの
  - (19) その他広告として掲載することが適当でないと市長が認めるもの
- 3 次の各号のいずれかに該当するものは、広告主（広告取扱業者を含む。以下同じ。）としないことができる。広告の掲載中に当該各号に該当するに至った場合も同様とする。

- (1) 法令等に違反しているもの
- (2) 本市から指名停止措置を受けているもの
- (3) 暴力団又は暴力団の構成員であると認められるもの
- (4) 市税等を滞納している者

（広告の募集方法等）

第4条 広告媒体に掲載する広告は、広告枠の販売、広告付物品受入、タイアップ等広告媒体を有効に活用できる手法を用いて行うものとする。

2 広告の募集及び選定方法、広告料金並びに広告掲載に必要な手続きは、当該広告媒体ごとに、その性質に応じて、市長が別に定める。

（広告掲載の承諾等）

第5条 広告主は、当該広告掲載に係る広告物の内容、デザイン、形状、材質等（以下「仕様」という。）について、あらかじめ市長の承諾等を受けなければならない。

2 広告主は、前項の承諾を受けたときは、行政財産においては、春日井市行政財産目的外使用料条例に定める使用料を支払わなければならない。

3 市長は、承諾等を行うに際して、仕様の変更を指示し、又は必要な条件を付すことができる。

（審査会）

第6条 広告掲載に関する審査をするため、春日井市広告審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会は、企画政策部企画政策課長、広報広聴課長、総務部総務課長、財政部管財契約課長及びまちづくり推進部都市政策課長をもって組織する。

3 委員長は、財政部管財契約課長をもって充てる。

4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

5 審査会の庶務は、財政部管財契約課において処理する。

（会議）

第7条 審査会は、広告媒体に掲載する広告の内容等、広告掲載に関して疑義が生じた場合において委員長が必要と認めたとときに、委員長が召集する。

2 審査会の会議は、委員長がその議長となる。

3 審査会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

4 審査会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 審査会は、必要があると認めるときは、関係者に審査会への出席を依頼し、意見又は説明を求めることができる。

(広告主の責務)

第8条 広告主は、広告の内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、掲載広告に関連して第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか広告媒体への広告掲載について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年8月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年1月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月25日から施行する。